

法対象事業の事後調査手続に係る市条例の準用について

📢 環境省から、法改正により新設された手続に関する条例における取扱について、通知がされました。

1 市条例において法対象事業の事業者に義務付けている規定(事後調査)

(第2回部会資料2) 1 市条例において法対象事業の事業者に義務付けている規定 抜粋)

| 区分 | 現状・背景 | | 課題 | 今後の対応(案) |
|------|---------------------------------------|--|--|--|
| | 改正法の施行前 | 改正法の施行後 | | |
| 事後調査 | 事後調査の段階の手続の規定がない。 市条例の事後調査手続の規定を準用 | 環境保全措置等に係る報告書の公表、許認可権者等への送付を事業者に義務付けた。 | 法対象事業に係る事後調査の手続に関して、市条例では義務付ける規定を定められない。 | 法律で規定される部分については、市条例の事後調査の準用規定を廃止する。 法律で規定されない部分については、市条例の規定を準用する。 |

※ 今後の対応については、政省令の動向を見ながら、導入の可否を検討して対応する。

2 改正法における報告書制度の概要と課題

- 改正法の報告書制度は、許認可権者及び環境大臣が、報告書について環境の保全の見地からの意見を述べることができる制度。
- 市域で事業が行われる場合であっても、市長が意見を述べる規定がなく、市民のための良好な環境を確保するために、事後調査の結果に応じて市長が必要な措置を要請することができる制度ではない。
- 改正法の報告書手続とは別に条例の事後調査手続を課すことは法に抵触することにはならない。

3 今後の方針(案)

- * 市域で行われる法対象事業については、市条例の事後調査手続を準用していくべき。
- * 法対象事業の事業者が、市条例と同様に、事業による環境影響の程度を把握し、予測及び評価並びに環境保全措置の妥当性を検証することを目的として事後調査を行うべきであり、法対象事業者が市条例に基づき事後調査を行う際の指針を示すことが必要である。